

中国残留孤児がたどってきた道と日本社会に問いかけたこと

浅野慎一（神戸大学）

序. はじめに

残留孤児：1945年（日本敗戦）以降、中国東北地方に取り残され、
中国人養父母に引き取られて育ち、
1972年（日中国交正常化）以降まで、日本への帰国を果たせなかった日本人の子供達。
敗戦当時、13歳未満。（13歳以上：残留婦人）。
現在、70歳以上。多くは日本国籍を回復、日本で生活。
一部は、中国籍・中国で生活。

（よく、耳にする）2つの意見

- 1) 「残留孤児は戦争によって生み出された戦争の被害者だ。悲惨な戦争を繰り返さないために、残留孤児の体験を語り継いでいかなければならない」。
- 2) 「日本に帰国した残留孤児は、言葉と文化の壁で大変な苦勞をした。だから言葉や文化の支援をしなければならない」。

支援活動の参加者、マスコミ報道、残留孤児本人（当事者）にも、そうした意見。
＝貴重。決して間違いではない。

BUT さらにもう一步、認識を深め、残留孤児問題を、より正確に理解するため、
あえて2つの疑問を提起。

①「残留孤児は、本当に戦争の被害者なのか？」。

②「日本に帰国した残留孤児を苦しめたのは、本当に言葉の壁だったのか？」

I. 残留孤児の「誕生」：残留孤児は、いつ、どのようにして残留孤児になったのか？

【満州開拓移民】

残留孤児の多く：「満州開拓移民」の子供達。

日本政府：1932年、傀儡国家「満州国」建国、日本人の農業開拓移民を送出。

1936年、20年間で100万戸・500万人を送出する「満州開拓移民百万戸計画」。
七大重要国策。

1945年（敗戦）までに、約32万人を送出。

満州開拓移民の任務：①「満州国」の農業の発展、②ソ連（現在のロシア）との国境の防衛。

∴ 主な入植地：ソ連との国境付近・農村。

日本政府：「満州は良い所」、「日本にいるより満州に行った方が、良い暮らしができる」と宣伝・募集。

BUT 応募者：政府の目標に達せず。

→各都道府県・市町村に事実上、強制的な人数割当・動員。

高知県：多数の開拓移民を送出。1万人以上。全国10位。

∴ 残留孤児：高知県出身者も多い。

開拓移民：一部は豊かな生活。

BUT 大多数は、重労働、不作・食糧難、零下30度以下の厳寒。

辺境の開拓地：近くに病院なく、家族が次々に病死。

1944年以降、日本の戦局悪化→日本軍による収穫物の供出強化。食糧難。

1945年、ソ連との戦争に向け、「根こそぎ動員」（18～45歳の男性：ほぼ全員、徴兵）。

入植地に取り残されたのは、女性・子供・高齢者。農業生産の継続すら困難に。

【ソ連侵攻、「静謐確保」】

1945年8月8日、ソ連：日ソ中立条約破棄、日本に宣戦布告。

8月9日午前0時、中国東北地方に侵攻。

BUT 日本政府・日本軍：あらかじめソ連軍の進攻を予測。

∴ ソ連：1945年4月、中立条約の不延長通告。参戦・侵攻は「時間の問題」。

日本軍参謀本部・関東軍司令部：1945年春、「ソ連は夏季にも侵攻」。

7月、「8月頃にはソ連が武力発動」と正確に予測。

一方、関東軍：1943年以降、日本の戦局悪化→戦力を内地・南方に移動、弱体化。

当初、ソ連軍侵攻を国境で阻止する作戦。

BUT 無理。1944年9月、主力を朝鮮付近に移動。

1945年5月、作戦変更：「満州」の約4分の3を戦場にして迎え撃つ作戦に変更。

BUT ソ連軍侵攻の切迫、関東軍の弱体化、作戦変更の情報：現地の開拓移民には知らせず、秘密に。

1945年8月、関東軍報道部長「関東軍は盤石の安きにある。邦人、特に国境開拓団の諸君は安んじて生業に励むがよろしい」とラジオ放送。

最後の開拓移民：現地到着はソ連軍侵攻当日（8月9日）。

なぜ、開拓移民に事前に情報を知らせ、避難させなかったのか？

ソ連との国境付近にいる開拓移民が避難開始→ソ連軍侵攻のきっかけになる可能性。

∴ 開拓移民には情報を一切秘匿。「静謐確保」。

開拓移民：関東軍の作戦に必要な「静謐確保」のため「生きた案山子」。

ソ連軍侵攻の最前線に、無防備で置き去り。

【逃避行・難民生活】

1945年8月9日、開拓移民：「寝耳に水」のソ連軍侵攻、極度の混乱状態。

大人の男性：「根こそぎ動員」・徴兵で不在。

女性・子供・高齢者：開拓地を捨て、難民に。広大な中国東北地方を逃げ惑う。

ソ連軍の爆撃・銃撃、多数が殺戮。日本人の非戦闘員、女性・子供を容赦なく殺害。

凄惨な逃避行：数カ月間に及び、飢餓・寒さも深刻化。餓死者・病死者が続出。

*（高知県在住の残留孤児の体験。以下、同じ）

「逃避行で、たくさんの人が死んだ。毎日、身近で誰かが死に、とても怖い日々だった」

「トウモロコシ畑で、母と弟は過労と飢えで死んでしまった」

足手まといになる乳幼児・高齢者：路上で殺害・置き去り。

逃避行の途上、関東軍による救援：ほとんど皆無。

∴ ソ連軍侵攻の翌日（8月10日）、日本軍大本営：「本土決戦の主義に即し、確保地域を『皇土』に限定」、「満洲領域は放棄」する作戦を指令。

関東軍：先に撤退・逃亡。

ソ連軍の追尾を阻止するため、鉄道・橋梁を爆破して逃亡。

∴ 難民の逃避行は一層困難、死者増加。

日本人難民：各地の難民収容所に収容。

食糧・燃料・衣類・医薬品の欠乏→餓死・凍死・病死者が続出。

* 「難民収容所でたくさんの人が死に、庭には衣服をはぎとられた死体が山積みになっていた」

満州開拓移民：徴兵（約2割）、難民として死亡（約3割）。

なぜ、敗戦直後（1945年8月～9月）、日本に帰れなかったのか？

①1945年8月以降、日本政府：難民を日本に帰さず、中国東北地方に土着させる方針。

8月9日、大本営：「戦後将来の帝国の復興再建を考慮して、…なるべく多くの日本人を、大陸の一角に残置する」命令。

8月15日～9月末、外務省等：「内地の食糧事情及び思想経済事情」により、現地土着を何度も指示。

- ②アメリカ・GHQ（連合軍総司令部）：軍人・軍属の復員を優先。民間人の日本人難民の帰国は後回し。
- ③中国東北地方を実効支配していたソ連軍：日本人難民の生命保護・日本への引揚・送還に無関心。
- ∴ 特に1945年冬～1946年春、零下30度を下回る極寒の難民収容所で、数十万人の日本人難民が死去（餓死・凍死・病死）。

【「集団引揚」とその終結】

1946年5月、日本への引揚事業開始。

BUT 引揚船に乗れた人：出航地・葫蘆島まで自力で移動できた人のみ。
鉄道・橋梁が破壊、葫蘆島までたどり着けなかった日本人も多数。
実父母と死別・離別していた孤児・子供達：自力で葫蘆島に向かうのはほとんど不可能。
実父母が生存していても、幼少・瀕死の子供を葫蘆島まで連れて行き、乗船させるのは無理。
→多数の日本人の子供達：中国に取り残された。

日本に帰った引揚者：中国にまだ多くの日本人の子供達が取り残されていることを、日本政府に伝達。

BUT 日本政府：子供達の捜索・引揚に取り組まず。

1958年（昭和33年）、日本への引揚事業を打ち切り。

近年の研究：引揚事業を打ち切ったのは、中国政府ではなく、日本政府の側。
中国政府による引揚・帰還への協力メッセージも黙殺。

←背景：戦後の東西冷戦。

日本：日米安保条約、資本主義陣営の一員に。

社会主義国・中華人民共和国を非承認、敵視。

関係・交流を断絶。

→中国に取り残されていた日本人の子供達：日本に帰れなくなり、「残留孤児」に。

【残留孤児は、いつから、どの時点で残留孤児になったのか？（その1）】

ソ連軍侵攻以前：多くは、開拓移民の子供。

ソ連軍侵攻以降：日本人難民。

（実父母と死離別しても、日本帰還を待ち焦がれる日本人難民・未帰還者）。

残留孤児になることが決定：早くても1958年（昭和33年）。

1946年5月、引揚事業開始：日本人難民→「日本に引き上げることができた引揚者」と「まだ日本に引き上げられていない日本人難民（未帰還者）」に分岐。

1958年、日本政府による引揚事業打ち切り：中国に置き去りにされた日本人の子供達：「引揚者」になる可能性を喪失。「残留孤児」になった。

残留孤児：戦後の引揚事業から取り残され、中国に置き去りにされた日本人の子供達。

∴ 残留孤児を生み出したのは、直接には戦争ではなく、戦後の引揚事業の遅延とその打ち切り。

& 残留孤児：中国人の養父母に引き取られ、かろうじて命を永らえた子供達。

日本人難民・未帰還者の子供達（の圧倒的多数）：「引揚者」にも「残留孤児」にもなれず、中国の地で餓死・病死・凍死。

残留孤児の兄弟姉妹：多くが難民として死亡。

残留孤児：中国人に引き取られ、育てられることによって、命を救われた幸運な子供達。

* 「養父は、私が病気で瀕死状態なので、引き取るのを躊躇した。でも、そうだからこそ引き取らなければ私が死んでしまうと思い、私を引き取ってくれた」

「養父母は、私をみて『この子は生き残れるかわからない』と思ったが、あまりにかわいそうだったので引き取ってくれた。私は腸がくるくると巻いているのがお腹に見えるほど、痩せこけていたそうだ」

残留孤児：多くが、今も中国の養父母に感謝。

【肉親捜しと永住帰国】

中国に取り残された残留孤児：日本の肉親捜し、日本への帰国を切望。

- * 「1951年、私は朝鮮戦争に兵士として志願した。戦争に行けば、死ぬかもしれない。でも、朝鮮に行けば、日本に少しでも近くなる。私は、絶対に日本に帰るという気持ちをもっていたから志願した」

BUT 肉親捜し・帰国：極めて困難。

1949～1972年、東西冷戦・日本と中国の国交断絶。

- & 日本政府：集団引揚打ち切りの翌年（1959年）、残留孤児の戸籍抹消・戦時死亡宣告。戸籍上、残留孤児は既に死んだものと措置。捜索する根拠を抹消。

1972年、日本と中国の国交が正常化。

日本の厚生省・北京の日本大使館に、多数の残留孤児から肉親捜し・日本帰国を求める手紙。

BUT 日本政府：ほとんど無視。肉親捜し・日本帰国に消極的、むしろ妨害。

①肉親捜しの訪日調査：1981年（国交正常化以降、9年が経過）。

- & 訪日調査への参加に厳しい制限。肉親につながる証拠提出を義務づけ。→多くの孤児が容易に参加できず。

- * 「0歳で道端に棄てられていた私に、肉親につながる証拠を出せというのは理不尽だ。逆に日本政府の側が日本国内で肉親を捜し、私に証拠を示すべきではないか」

∴ 訪日調査も小規模。1999年まで五月雨式に遅延。

残留孤児・日本の肉親・中国行政機関：「もっと速やかに大規模に調査すべき」と批判。調査遅延→証人・関係者は死去、肉親判明率は低下。

②日本の肉親が判明、肉親が身元保証した残留孤児だけに日本への帰国を許可。

→肉親が見つからない or 肉親の身元保証が困難（経済的事情・再婚等）な孤児：帰国不許可。

- * 「実父は高齢で仕事ができないので身元保証人になれず、身元保証人を探すのにとても苦労した。私は日本人で、自分の国に帰るのになぜ保証人が要するのか。理解できない」

③残留孤児の子供（二世）・配偶者（夫・妻）の同伴帰国にも、厳しい制限。

特に残留婦人：夫・子供と離別しなければ帰国不可。

20歳以上・既婚の子供：同伴帰国不可。

- * 「長女は中国で結婚していたので、一緒に帰国することを認められなかった。長女は結局、日本に来ることができないまま、中国で亡くなってしまった」
「私は小さい時から肉親、家族と離れ、残留孤児になった。だから家族と二度と、バラバラになりたくなかった」

【残留孤児は、いつから、どの時点で残留孤児になったのか？（その2）】

なぜ、日本政府は、肉親捜し・帰国に消極的／妨害したのか？

日本政府の公式見解によれば、

①残留孤児問題：残留孤児とその家族の個人的・私的な問題。

∴ 政府は介入しない。（「民事不介入」）。

残留孤児になったのは、本人・家族の「自己責任」。

∴ 政府：肉親捜し・帰国に責任を負わない。

②1972年、日中国交正常化→中国にいる未帰還者は全員、「自己の志望」で中国国籍取得・「中国人」に。

∴ 日本への「帰国」は不合理。

外国人（中国人）としての入国：特別扱い不要。 来日後は、「外国人登録」が当然。

* 「自己の志望」で中国国籍取得とは？

東西冷戦下、日本政府：1972年まで「中華人民共和国（国籍）」を非承認。

∴ 中国に取り残された日本人：日本国籍、日本への「未帰還者」。

BUT 1972年9月29日、日中国交正常化、「中華人民共和国（国籍）」を承認。

普通に考えれば、肉親捜し・日本帰国が容易に？

BUT NO！ 逆に、肉親捜し・帰国は困難に。

∴ 日本政府：国交正常化の日（9月29日）をもって、中国に取り残されていたすべての日本人は全員、「自己の志望」で中華人民共和国籍を取得（日本国籍を喪失）したものと行政的に処置。

＝一人ひとりの残留孤児の意思は問わず、行政措置として日本国籍を一方的に剥奪。

残留孤児：もはや未帰還の日本人ではない。中国国籍の中国人。

1972年以前に帰国：日本国籍の引揚者。

1972年以降まで中国にとどまった：中国国籍の中国人＝残留孤児。

未帰還者が残留孤児になったのは、1972年（日中国交正常化）。

残留孤児・残留婦人：日本政府の措置に対して、厳しい批判。

「自己の志望・自己責任で、中国に残留したわけがない」。

「自己の志望で日本国籍を放棄し、中国籍を取得した事実はない。

まして1972年9月29日、すべての残留孤児が揃って一斉に日本国籍を放棄したというのは、あまりに荒唐無稽」。

日本政府の行政措置：（政府にとって）面倒な残留孤児問題を終わりにしようとしただけ！。

→日本政府：各方面からの厳しい批判を受け、少しずつ対応を変更。

肉親捜し（訪日調査）に着手、帰国妨害の規制を緩和、

外国人登録でなく、日本国籍・日本人として帰国可能に。

BUT 帰国制限・妨害が完全に廃止されたのは、1994年頃（平成6年。日中国交正常化から22年後）。

∴ 残留孤児：帰国が大幅に遅延。帰国時、既に40歳代～60歳代。

帰国後も、安定した就職、日本語習得は困難。貧困な生活。

【疑問① 残留孤児は、本当に戦争の被害者なのか？】

残留孤児の国家賠償訴訟

(1) 被告・日本政府の主張

「残留孤児の被害は、国民が等しく受忍すべき戦争被害だ。だから日本政府は、残留孤児に特別の謝罪・賠償をする必要はない。また中国に残るかどうかは、残留孤児やその家族の個人的・私的な問題だ。しかも1972年、残留孤児は自己の志望で日本国籍を離脱し、中国人（中国国籍）になった。だから日本政府には、残留孤児が日本に早期に帰国できるようにする義務はない」

(2) 原告・残留孤児の主張、神戸地裁・高知地裁の判決

「残留孤児の被害は、戦争被害だけにとどまらない。戦後の日本政府が、早期に日本に帰国させず、逆に帰国を妨害する政策をとったために生じた被害だ。しかも残留孤児が生まれた背景には、満州開拓移民・引揚事業の遅延と打ち切り・一方的な日本国籍剥奪等、戦前・戦後の日本政府の政策があった。だから日本政府には、残留孤児の早期帰国を実現する義務があり、これを怠ったことについて、謝罪・賠償しなければならない」。

(3) 東京地裁判決

「残留孤児の被害は、国民が等しく受忍すべき戦争被害だ。しかも残留孤児が日本語・日本文化を身につけられなかったことは、生命に関わる他の戦争被害に比べれば、軽微な被害だ。また残留孤児は、子供時代に既に日本語・日本文化を忘れてしまっており、帰国させても手遅れだ。だから日本政府には、残留孤児を帰国させる義務はない」

(2)の意見(=残留孤児の主張)が正しいとすれば、

残留孤児を「戦争によって生み出された戦争被害者」とみなすだけでは不十分。

残留孤児の被害：戦後の日本政府(国民主権・民主主義)の政策が生み出した、新たな被害。

1958年の引揚事業打ち切り、1972年の日本国籍剥奪、

1994年まで帰国妨害政策等、

=すべて戦後の日本政府の政策。

残留孤児問題：単に「語り継ぐべき戦争の記憶」としてのみ捉えると、

戦後の日本政府の責任、問題の本質を見逃す。

戦後日本の民主主義、主権者・日本国民一人一人の責任が問われている。

II. 残留孤児の苦難の人生：戦後の中国と日本の社会をどう生きてきたか？

【戦後の中国で生きる】

残留孤児：中国人養父母に育てられ、就学・就職・結婚・子供を生み育てる。

BUT 苦難の連続。

1945～1949年、内戦(国民党 VS 共産党)。100万人が死亡。

* 「内戦で、長春では食糧もなく、たくさんの人が餓死した。雑草ばかり食べていると、身体がだんだん腫れてきた」

1949年、内戦終結。中華人民共和国成立。BUT 政治的混乱は継続。

1958年～、無謀な「大躍進」政策。産業基盤の根底的破壊。

残留孤児の就職先：ほとんど破綻。貧困・転職。

1959年～61年、大飢饉。2000万～4500万人が餓死。

* 「大飢饉に見舞われ、村人が毎日、10数人ずつ死んでいった」

1966年～76年、「文化大革命」。政治的大混乱。産業・教育は壊滅。

政治闘争で1000万人ともいわれる犠牲者。

厳格な戸籍制度。都市と農村で移住の自由なし。

人口の大半を占める農村：不就学・貧困・非識字が蔓延。

* 「学校に一度も通ったことがない。貧しく、7-8歳から農業で働くのが当然だった」

残留孤児：戦後、日本で生きてきた日本人(引揚者を含む)とは大きく異なる過酷な人生。

BUT 過酷な人生：残留孤児だけではない。

戦後の中国で生きてきた中国人民衆：同じような苦難の人生。

内戦、「大躍進」、大飢饉、「文化大革命」、農村の貧困etc. 命がけでくぐり抜けてきた。

∴ 残留孤児：中国人の民衆と様々な苦難を共有、ともに学び、働き、助け合い、結婚して子供を生み育て、必死に生き抜いてきた。

* 「内戦の時、長春を脱出して農村に逃げたが、途中で私は迷子になってしまった。養父は、危険の中を後戻りして必死に私を探し出し、連れ戻してくれた。養父は泣きそうになって、『死ぬなら一緒だ。必ず連れて逃げる』と言ってくれた」

「大飢饉でたくさん餓死者が出た。私も何度も空腹で気を失い、倒れてしまった。その度に村人が食べ物をくれ、助けてくれた」

「中国人が助けてくれなければ、私たちは絶対今まで生きられなかった」

【「日本人」としての差別・迫害】

「日本人」としての差別・迫害：2つの要素。

①1950年代前半まで：子供時代のいじめ。「小日本鬼子」「日本に帰れ」。

侵略戦争の記憶→民衆の素朴な憎悪が残留孤児に向けられた。

BUT 中国共産党・政府：いじめ・差別を批判。残留孤児を庇う。

∴ 「日本人も中国人も、一般民衆(残留孤児を含む)は皆、日本軍国主義戦争の被害者」。

②1950年代半ば以降：学校進学・就職・昇進・共産党入党等の際、

「日本人の血統」を口実にした差別。

* 「高校で優等生だったので、医科大学への推薦入学の候補者になった。でも高校の共産党書記長が『なぜ日本人を推薦するのか』と反対し、だめになった。それで、大学進学を諦めた」

「私が日本人だという理由で、夫は賃金を下げられ、夫の甥も空軍の就職が不合格にされた。その時、私は申し訳なく、自殺したいと思った」

「档案（公式文書）」に基づく差別。

中国共産党・政府：「日本人の血統＝日本のスパイ容疑者」とみなし、公式に差別・迫害。

背景：戦後の東西冷戦の激化。

「文化大革命」（1966～76年）：大衆集会で糾弾、町中を引きずり回し、暴行、強制労働、農村に追放。

* 「文化大革命の時、『敵の放送局の放送を聞いた』『敵と電波連絡をした』と無実の罪をきせられ、壁新聞で批判、農村に追放された。精神的におかしくなりそうだった」

BUT 迫害されたのは、残留孤児だけではない。

「親が地主・富農・資本家」、「子供時代に国民党支配地で学校に就学」、

「本人が知識人」等の口実で、多数の中国人民衆も理不尽な迫害・差別。

「文化大革命」の犠牲者の大半：中国人民衆。

戦後の東西冷戦の激化・資本主義への警戒。中国内部での権力闘争・政治的混乱。

中国社会全体に理不尽な差別・迫害が蔓延。

∴ 残留孤児：中国人民衆との庇いあい・助け合い。互いの生命・生活を防衛。

「文化大革命」の渦中でも残留孤児が生き延びられたのは、こっそり助け、支えてくれた中国人の友達・仲間・家族がいたから。

* 「私が自殺しようとした時、近所の中国人が『日本に帰るまで我慢しなさい』と自殺を止め、励ましてくれた」

∴ 残留孤児の多く：「中国＝残留孤児を育ててくれた寛大な国」。

* 戦後の中国での残留孤児の苦難：過去の「戦争被害」とどまらない。

戦後の東西冷戦、それに基づく中国の政治的混乱が中国民衆にもたらした被害。

→残留孤児にも波及。

【日本で生きる】

1980代～2000年頃、多くの残留孤児が日本に永住帰国。（←日本政府：帰国制限・妨害を徐々に緩和）。

BUT すでに中高年（40～60歳代）。 ∴ 安定した就職、日本語の短期間での習得は困難。

単純労働・非正規雇用。低賃金、長時間・重労働、労働災害、「中国人」とみなされて差別。

* 「社長は自分が経営しているスナックに私を無理やり連れて行き、後で給料からその代金を天引きした。スナックに行かなければ、社長に殴られた」

「部品組み立ての流れ作業で、とてもきつかった。1人で2人分の仕事をしたが、給料が一番低く、月11万円しかなかった。いじめもあり、嫌な仕事ばかり回された」

「ビルの清掃員の臨時雇で、足が悪いので、1階から8階までの階段の昇降が大変だった。脛を抱えながら昇降した」

「縫製のアイロン工として働いたが、時給は330円と他の人より安く、月に5～6万円にしかなかった。職業病で首も痛くなった。職場では『中国のおばあ、中国に帰れ』といじめられ、すごくつらかった」

「木工工場で、私達夫婦と息子2人の計4人、一人月6万円で働いた。生活保護水準以下で、すごく貧しく、魚も肉も食べられなかった。2年後、その工場が倒産し、自動車部品の鉄板を切断する仕事についた。そこではいじめがひどく、また機械のひどい音で耳が聞こえなくなり、倒れてしまった。妻も職場でずっといじめられ、帰宅するといつも泣いて。でも翌日になると、何事もなかったように出勤していた。そうしなければ、子供が学校にも行けず、生活もできなくなるから、我慢するしかなかった」

定年・解雇後、年金生活は不可能（←日本での年金加入期間不足）。生活保護に（8割）。
生活保護：夫婦で月12万円程度、最低限の生活水準。

他の収入（賃金・年金等）があれば、生活保護費は減額。

「早く働いて、経済的に自立せよ」と強制→健康破壊も。

* 「手術をしたので働けず、生活保護をもらった。しばらくすると役所の人に来て、『まだ仕事を始めないのか。働かないなら、中国に帰れ』と言った」

「私達は政府の政策によって中国に取り残されたのに、なぜ、生活保護を受けなければならないのか。『国民の税金で暮らし、皆に負担をかけている』と言われ、本当に悔しかった」

「こっそり働いて、他の収入を得て）いるのではないか」・「贅沢をしているのではないか」と外出・支出も監視→生活全般の自由束縛。

「子供から経済的援助を受けているのではないか」と監視→子供との交流も希薄化。

中国訪問すれば、生活保護支給停止。→養父母の看病不可、死に目にも会えず、墓参も不可。病院も指定。病気で「手遅れ」になった人も。

二世（子供達）：帰国を厳しく制限。

∴ 残留孤児より、さらに一層帰国が遅延・30～40歳代（残留婦人二世は50歳代）で来日も。

∴ 不安定な仕事・失業。日本語教育なし。生活困窮。

* 「16歳の四男だけ日本で学校に入れた。18歳の三男と17歳の三女は、来日を認められなかった兄や姉を日本に呼び寄せるため、学校に通わず、日本語もできないまま、すぐに働き始めた」

* 日本に帰国した残留孤児が直面した問題：「言葉と文化の壁」だけではない。
生活の全領域にわたる深刻な困難。

日本への帰国：「残留孤児問題の解決」ではなく、新たな苦難の始まり。

【日本政府による自立支援とその限界】

日本政府が行った支援

①日本語教育。BUT 短期（4カ月～1年程度）。習得困難。

②公営住宅斡旋。BUT 居住地（都道府県・市町村）選択の自由なし。

来日前の知り合いどうしの残留孤児も全国各地・バラバラに配置。孤立。
空室割り当て→高階層（エレベーターなし）等。高齢化→外出困難。

* 「県営住宅は5階でエレベーターがない。私は高血圧で5階まで登れない。妻も関節病で両足を2回も手術したので大変だ」

就職斡旋、生活保護以外の経済的支援、病気の際の通院支援、二世への就職・生活支援等：
ほとんど皆無。

∴ 日本での生活の困難：2008年（後述：新たな支援策）まで継続。

残留孤児の多く：「日本＝残留孤児を放置した冷酷な国」

←中国への長年にわたる放置・帰国妨害だけでなく、日本への帰国後も一貫して放置されてきたとの実感。

【疑問② 日本に帰国した残留孤児を苦しめたのは、本当に言葉の壁だったのか？】

国家賠償訴訟における3つの主張

(1) 被告・日本政府の主張。訴訟に反対した人達の主張。

「残留孤児にとって、最大の問題は、言葉と文化の壁だ。だから残留孤児は、一日も早く日本語・日本文化を身につけ、経済的に自立して、生活保護から抜け出さなければならない。日本語が上達せず、そのために就職できないのは、本人の努力不足・自己責任だ。日本政府は、帰国した残留孤児の自立を支援する義務はないが、それでも4カ月～1年間の日本語教育を提供した。残留孤児は、日本政府に感謝すべきであり、政府を訴えるのは恩知らずだ」。

(2) 原告・残留孤児の主張。神戸地裁の判決。

「残留孤児の苦難は、言葉や文化の壁だけでなく、仕事や年金などの経済基盤、住宅、医療、家族生活、社会関係など、生活のすべての領域に及んでいる。その苦難は、日本政府が残留孤児の早期の帰国を認めず、帰国を遅らせたために起きた。だから日本政府はせめて、帰国した残留孤児が日本できちんと生活できるよう、帰国後の自立を支援する義務があった。しかし日本政府は、その義務すら果たさず、そのために残留孤児は貧困で苦しい生活を強いられた。日本政府は、残留孤児に謝罪・賠償し、早急に適切な自立支援策を実施すべきだ」。

(3) 東京地裁判決。

「残留孤児にとって最大の問題は、言葉と文化の壁だ。残留孤児が日本語・日本文化を身につけられなかった原因は、残留孤児を引き取って育てた養父母が、日本人ではなく、中国人だったことだ。中国人養父母による養育こそが、日本語・日本文化の習得を妨げ、残留孤児に最大の被害を与えた『危険状態』である。したがって日本政府に責任はない。(残留孤児が責任を問いたいなら、日本政府ではなく、日本語を教えなかった中国人養父母を訴えろ)」。

(2)の意見(＝残留孤児の主張)が正しいとすれば、

「言葉・文化の壁」の問題だけに視野を閉ざしてはならない。

残留孤児を一人一人の生きた人間として、その生活・歩んできた人生をまるごと、歴史的・社会的な背景まで含めて理解することが大切。

Ⅲ. 中国残留孤児は今 ― 国家賠償訴訟と新支援策

【国家賠償訴訟と各地方裁判所の判決】

2002年以降、全国各地(15の地方裁判所)で国家賠償訴訟。

日本に帰国した残留孤児の9割(2千数百名)が原告に。

高知県：2003年、56名の残留孤児が提訴。

原告・残留孤児：「残留孤児の被害は、単なる戦争被害ではない。戦後の日本政府が、残留孤児を早期させる義務を果たさず、逆に帰国を妨害し、帰国後も適切な自立支援を行わなかったことに基づく被害である」

被告・日本政府：「残留孤児の被害は、国民が等しく受忍すべき戦争被害である。また日本政府には、残留孤児を早期帰国させ、帰国後の自立を支援しなければならないといった義務はない」

各地の裁判所の判決：

①ほとんどの裁判所

a) 残留孤児の苦難は、単なる戦争被害とはいいきれない。

b) 日本政府には、残留孤児を早期に帰国させる義務または責務があった。

c) 戦後の日本政府の帰国政策・自立支援政策には、不備・不十分な点があった。

* 日本政府の主張：骨格部分は斥けられる。

1) 神戸：日本政府が「早期帰国実現義務」・「帰国後の自立支援義務」の両方に違反。国に謝罪・賠償を命令。残留孤児の完全勝訴。

- 2) 高知：日本政府が残留孤児の帰国を「違法に妨害」した事実を認定。
 BUT 帰国後3年以内に提訴せず。時効成立。
 勝訴ではないが、日本政府の違法行為を認定。
- 3) その他の多くの裁判所：残留孤児の敗訴。
 日本政府の政策に、不備・問題があった。
 BUT 「法律違反とまでは認定できない」。
- * 多くの地裁で残留孤児は敗訴。
 BUT 判決内容まで立ち入ると、日本政府の主張は認められず、
 政府の政策の多くの問題が明確に。
- ②東京地裁：残留孤児の被害は、国民が等しく受忍すべき戦争被害。
 & 日本語・日本文化を身につけられなかった「軽微な戦争被害」。
 被害を作った原因：中国人養父母による養育。
 日本政府には、一切責任はない。
- * 残留孤児が中国人養父母に引き取られず、中国の地で日本人難民として死んでしまっていたら、日本語ができないという「被害」は生まれなかった!?
 中国人養父母は、日本語を教えられないなら、残留孤児を引き取って育てたりせず、見殺しにすればよかった!?
 恐ろしい、情けない判決。
 BUT 東京地裁の裁判官の主張：a)「残留孤児は、戦争被害者である」。
 b)「残留孤児が直面した問題は、言葉と文化の壁である」。
 =最初に述べた、今の日本社会で最も普通に、最もよく聞かれる2つの意見と一致。
 この2つの表面的な意見を乗り越え、残留孤児問題を正しく把握する必要。

【新支援策の意義と限界】

国家賠償訴訟当時、日本の世論・マスコミ：残留孤児の主張を圧倒的に支持。

→2007年、日本政府：「新たな支援策」（支援法の改定）

①生活保護に代わる支援給付金制度。（月額6万強の老齢基礎年金支給、最高で月額8万円の支援給付金）

②中国語で生活相談、支援相談員制度。

③日本語教室・交流事業。

=残留孤児が裁判で闘い、自力で勝ち取った貴重な成果。

BUT 支援法・支援策：依然として、残留孤児の被害は日本政府の政策とは無関係。国の責任を認めず。

∴ 政府：謝罪・補償していない。

新たな支援策=国の責任を明確にした補償ではなく、恩恵的な自立支援。

ex) 支援給付金：生活保護に準じた制度。

個々の残留孤児の収入を調べ（「収入認定」）、一定の収入水準以下の人だけに支給。

中国訪問にも制限。

支援相談員：人数が不足。「年に1~2回の家庭訪問で精一杯」の地域も。

二世（子供達）：どんなに日本政府の政策のせいで帰国が遅れ、そのために生活が困窮していても、支援対象外。

& 約10年が経過→残留孤児の高齢化（71歳以上、残留婦人は84歳以上）

→a)日本語教室・交流事業への参加が困難に。引きこもりがち。

b)中国語が通じる高齢者施設・介護サービスが少ない。

& 支援給付金に収入認定。∴ 子供と同居できない。

（同居して収入基準超過→支援給付金が減額・停止。子供一家と共倒れ）

∴ 深刻な介護問題。

c)死去・支援対象者数の減少→支援総額も減少。支援相談員の人数・勤務時間が削減。

高齢化→病氣・介護・孤立等、支援相談員はますます必要。BUT 減員。

- d)二世（特に残留婦人二世：既に60～70歳代）。
年金加入期間不足。年金では暮らせず、生活保護。貧困・不自由な生活。
二世の配偶者：中国にいる実父母も訪問できず。親子の離別：世代を越え、今も繰り返し。

結. 「中国残留孤児が日本社会に問いかけたこと」は何か？

残留孤児問題：

- ①「語り継ぐべき戦争被害」だけでなく、
戦後の日本政府・日本社会、戦後の国際社会（東西冷戦等）が生み出した被害。
∴ 私達と残留孤児：ともに日本の主権者・日本国民として、今／ここで責任をもって解決すべき戦後民主主義の課題。
& 日本と中国の民衆が、国籍の違いを越えて相互理解を深め、平和な日中関係・国際社会をいかに作り上げていくのかという課題。
* 「私達の2世・3世は、日中両国の掛け橋になってほしい。今、日中関係が厳しく、戦争になるのではないかと心配している。日中どちらも軍備を増強し、緊張を高めている。政治家たちは頭を冷静にしてほしい。本当に戦争になったら、苦勞するのは民衆だからだ。特に私達残留孤児は、2度と戦争になってほしくない」
「心配なのは日本と中国が尖閣諸島をめぐる戦争をしないかだ。戦争は、二度としてはいけない。安倍さんに戦争をしないように願う。戦争は恐ろしくてたまらない。平和な世界にしてほしい」

- ②「言葉と文化の壁」だけでなく、「生命－生活」の根幹に関わり、
人の一生・人生全体を包括する深刻な被害。

∴ 歴史・社会・政治・行政・国際平和の問題にまで踏み込んで考えるべき問題。

= 「中国残留孤児がたどってきた苦難の道を通して、日本社会に問いかけたこと／今なお問いかけていること」。

高知の残留孤児：自らの力で社会の不正を正し、よりよい地域社会を作り、
日中の平和的友好関係を推進。

- * 「今は、寄付活動にも参加している。四川大地震の時も、安徽省で貧しくて学校に通えない子供たちのために『希望小学校』を建設する時も、寄付をした」

日本有数の積極的・自主的活動。

& 高知：それを可能にする社会的土壌・風土・伝統。